

厚木基地騒音対策協議会による要請について

厚木基地の航空機騒音問題の解消に向けて、県及び厚木基地周辺 9 市の首長、議長等で構成する厚木基地騒音対策協議会（会長：黒岩祐治 神奈川県知事）を令和 7 年 11 月 7 日に開催し、12 日、協議会として次のとおり要請活動を実施しましたので、お知らせいたします。

1 要請項目

厚木基地における米空母艦載機の夜間連続離着陸訓練による航空機騒音の解消等について

- (1) 空母艦載機着陸訓練を硫黄島で全面実施すること
- (2) 恒常的訓練施設を整備すること
- (3) 厚木基地の運用、騒音状況等についての情報提供を行うこと

2 要請先

内閣総理大臣、財務大臣、外務大臣、防衛大臣、駐日米国大使、在日米軍司令官、第 7 艦隊司令官、在日米海軍司令官、厚木航空施設司令官及び第 5 空母航空団司令官

3 要請結果概要

防衛省 地方協力局 松浦地方協力課長

本日は防衛省まで足をお運びいただき感謝する。

日頃から厚木飛行場の安定的な運用の確保に関して多大な御支援を賜り、この場を借りて、御礼を申し上げる。

皆様方の要請について、適切に対応してまいり。本年 9 月の岩国飛行場での FCLP の実施は、やむを得ないものであったと認識しているが、自治体の皆様には大変御心配をかけする事態となってしまった。

馬毛島の恒常的訓練施設の整備の状況についても非常に高い関心を示されていることも理解した。

空母艦載機移駐後の騒音状況について御指摘いただいた。

従来の海上自衛隊演習では日米（海上自衛隊と米海軍）が参加するものであったが、同志国との連携強化のため、オーストラリア軍、イギリス軍など、価値観を共有する国々と一緒に訓練をする傾向が近年強くなっている。それに伴い、厚木飛行場もこれまで飛來したことのない外国軍隊の航空機が飛來するようになっている。防衛省としては引き続き、地元自治体への情報提供を行っていく。

【恒常的訓練施設を整備すること】

馬毛島における施設整備は、令和 5 年 1 月に工事に着手。

施設整備の完了予定は令和 12 年 3 月末の見込みである。

防衛省としてはできるだけ早期の運用開始を目指し、訓練に最低限必要となる施設を先行して完成させる考えである。

現時点でいつから運用開始できるかお伝えすることは困難だが、滑走路や管制塔など、FCLP に最低限必要な施設が完成し、米側との調整が済んだところで令和 12 年 3 月を待た

すに馬毛島でFCLPを実施したい考えである。

【厚木飛行場の運用、騒音状況等に関する情報提供】

空母艦載機移駐後の厚木飛行場の運用については、米側から空母艦載機の固定翼機部隊は、通常、岩国基地を拠点として運用されるが、訓練や、給油、点検等の運用上の所要により、厚木飛行場に飛来することがあり得るとの説明を受けている。

防衛省としては、米軍の運用に関し、情報が得られたものについては、今後とも、厚木飛行場周辺の関係自治体に適切に情報提供しながら、丁寧に対応してまいる。

また、防衛省は厚木飛行場周辺において、航空機騒音自動測定装置を23ヶ所に設置しており、厚木飛行場周辺の騒音状況の把握に努めている。その測定結果は、南関東防衛局のホームページに公開して艦載機の移駐前と移駐後を比較した場合の騒音は相当程度低減していることを確認している。

引き続き騒音状況の把握及び情報提供に努めてまいる。

【騒音対策】

飛行場周辺の騒音軽減については防衛省としても重要な課題の一つであると認識している。

米側に対しては厚木飛行場における航空機騒音規制措置の遵守、土日・祝日をはじめ、年末年始、入学試験や地域の重要な行事に配慮するよう申し入れている。

騒音対策としては、住宅防音工事をはじめとする施策を通じて基地周辺住民の方々の負担を軽減できるよう取り組んでまいり。

【騒音の検証】

繰り返しとなるが、防衛省としては厚木飛行場周辺に騒音計を23ヶ所設置し、南関東防衛局において測定結果の公表を行っている。引き続き、騒音状況の把握及び情報提供に努めてまいり。

【周辺対策の充実】

環境整備法に基づき、防衛施設の設置または運用により生ずる障害の防止や影響の緩和などのため各種施策の実施に努めている。

可能な限り、自治体から具体的な計画を伺いながら、障害の実態等を踏まえ、適切に対応したいと考えている。

【第一種区域等の見直し】

厚木飛行場に関しては令和4年度から令和6年度にかけて騒音度調査を行い、騒音度調査結果の整理等を行っている最中である。

調査結果がまとまり次第、住民への周知について、関係自治体とよく相談してまいり。

従来、区域見直しを実施した施設においては、区域が解除される時点において補助の対象となっている住宅に対して、一定の期間を設けて、経過措置を講じてきた。

今後区域見直しに伴う施設においても同様に、経過措置を講じていく考えである。

防衛省地方協力局 森川参事官（訓練・安全担当）

【空母艦載機着陸訓練について】

FCLPは、我が国の防衛や地域における米国の抑止力・対処力の強化のために非常に重要な意義を持っているものである。

御指摘の通り、今年の9月は、岩国基地でFCLPを行った。

日本政府としても、硫黄島で噴火が発生したあとも、米側に硫黄島でFCLPを行うよう

強く働きかけを行ったが、米側の判断で硫黄島では実施できず、岩国飛行場で行わざるを得ないという判断があった。

FCLP 実施に係る地元住民への影響を最小限に留めることは当然のことであり、厚木飛行場周辺においては騒音規制措置があり、これを遵守することも重要な課題と認識している。

防衛省としては、本日の要請内容を受けて、地元の負担が軽減されるよう恒常的な訓練施設が完成するまでの間は硫黄島で FCLP を実施するように引き続き米側に求めてまいり。

米軍は訓練毎に予備飛行場を指定している。防衛省としては、FCLP はどんな状況であれ、硫黄島で着実に行うよう米側に求めてまいる。

なお、恒常的訓練施設完成後の予備施設の指定については、米軍の運用に関するこであり、現時点においてお答えすることは困難である。

防衛省としては、米側から得られた情報について、厚木飛行場関係自治体に提供できることがあれば適切に情報提供に務めてまいる。

外務省 小川 北米局日米地位協定室 首席事務官

【空母艦載機着陸訓練（FCLP）を硫黄島で全面的に実施について】

FCLP は、我が国の防衛や地域における米軍の抑止力・対処力の強化のために重要な訓練であると認識している。

同時に、追加的な騒音を伴う FCLP は、通常であれば硫黄島で実施すべきと考えている。

本年 9 月の FCLP については、硫黄島の噴火という特殊な状況を踏まえて、米側から、苦渋の決断として岩国基地で実施せざるを得ないという説明があった。

今後の在日米軍による訓練に際して、地元への影響が最小限となるよう外務省としても、防衛省と緊密に連携して取り組んでいく。

【恒常的訓練施設を整備すること】

恒久的な FCLP 施設の確保は、日米同盟を強化する上で不可欠な取組みである。

馬毛島における施設整備は、令和 5 年 1 月から工事を進めてきており、引き続き、できる限り早期にこの訓練施設の整備が行えるよう、防衛省と連携して取り組んでいく。

また、米側は、天候等の事情で硫黄島において所要の訓練が行うことができない事態に備え、予備飛行場を指定していると承知しているが、防衛省等と連携し、FCLP を硫黄島で着実に実施するよう引き続き米側に求めていく。

本日の御要望をしっかりと受け止め、今後の在日米軍による訓練に際して、地元の皆様への影響が最小限となるよう、外務省としても防衛省と連携して取り組んでいく。

馬毛島における恒久的な FCLP 施設の整備にもしっかりと取り組んでいく。

【厚木基地の運用、騒音状況等に関する情報提供を行うこと】

米軍の運用にあたっては、公共の安全に妥当な配慮を払うことは当然であり、米軍に対して、安全に十分配慮し、騒音の影響を含め周辺地域への影響を最小限に留めるよう今後とも求めていく。

厚木飛行場の運用について、米側から情報が得られた場合には、可能な限り、地元の皆様に御説明したい。

日米同盟の強化にあたり、自治体の日頃からの協力に感謝している。また、関係強化をどう図るか考えている。

米軍のカウンターパートには良き隣人・同盟のパートナーとして振る舞うよう、働きかけている。

米軍が駐留することによる特有の課題があることを承知している。我々も課題に関して真剣にとらえている。

米軍人は地域に深く関わっており、同じく課題を真剣に受け止めている。

米軍の訓練が地元にとって影響があることは理解しているが、日本の防衛に必要なものである。

日米間の合意に基づいたミッションを確実に実行することと、地域への影響を最小限にすることのバランスをとっている。

日本の防衛のために必要ではあるが、残念ながら、地元に不便等を生じさせる訓練もある。

馬毛島でのFCLPについて、定期的に日本政府と話しあっている。自治体からも日本政府に働きかけてほしい。

基地を抱える地元のリーダーの意見は必要なものであり、懸念を聞かせて頂けるのは重要なことである。

本日のような機会は、率直な意見交換をする場として、また、基地の地元が抱える問題について私たち（大使館）に知らせてくれる機会として、価値のあるものと考える。

本日いただいた要請は大使、米軍、ワシントンの同僚に共有する。